石川県臨時特例給付金チェックリスト

申請者氏名(フリガナ)		被災先住所
()	〒 −

1	1【共通】申請書類、必要書類(コピーで可)を添付していることをチェックしてください				
	必要書類	留意事項			
	石川県臨時特例給付金 チェックリスト	【必須】必要事項を記載してください			
	臨時特例給付金申請書	【必須】必要事項を記載してください			
	罹災証明書写U	【必須】市町が発行する罹災証明書の罹災原因にて以下のいずれかであることを確認してください(2回目以降不要) ・令和6年能登半島地震による ・令和6年奥能登豪雨及び令和6年能登半島地震による(令和6年奥能登豪雨のみの場合は対象外)			
	敷地被害解体が確認できる 書類	【敷地被害解体の場合必須】敷地被害解体と認定されている場合、該当の資料を <u>すべて</u> 添付してください (例:敷地被害解体証明書または敷地被害証明書+解体証明書)			
	長期避難世帯証明書	【長期避難世帯の場合必須】長期避難世帯と認定されている場合、添付してください			
	住民票写U(世帯連記式)	【必須】発行から3か月以内の住民票の写し(世帯全員の世帯連記式)を添付してください 世帯連記式が提出できない場合は個人票にて世帯員全員の写しを添付してください			
	預金通帳写し	【必須】石川県地域福祉推進支援臨時特例給付金の振込口座を確認できる書類を提出してください (金融機関名、支店名、口座番号、口座名義が記載された通帳の写し(キャッシュカード可)又はネットバンキング画面を印刷したもの)			

【支給対象世帯】申請する世帯要件に当てはまる必要書類(コピーで可)を添付していることをチェックしてください ※必要に応じて追加資料を求めることがあります 留意事項 世帯要件 必要書類 □ 高齢者がいる世帯 住民票情報より把握します □ 障害者がいる世帯 市町が保有する情報により把握します □ 児童扶養手当受給世帯 市町が保有する情報により把握します □ 住民税非課税等世帯 市町が保有する情報により把握します □ 能登半島地震の影響を受けて 以下内容を満たしていることを確認してください 【いずれか必須】 □ 雇用保険受給資格者証 ・氏名が世帯主・世帯員に該当すること 離職した世帯 □ 雇用保険被保険者資格喪失 ・令和5年12月31日までに就業しており、 確認通知書 令和6年1月1日以降に離職していること 離職票-1 □ 能登半島地震の影響を受けて 【必須】 以下内容を満たしていることを確認してください 廃業した世帯 □ 廃業届 ・廃業届氏名が世帯主・世帯員に該当すること ・令和6年1月1日以降に廃業していること 【廃業届に併せいずれか必須】 以下内容を満たしていることを確認してください □ 青色申告書、所得税確定申告書B、 ・該当書類の氏名が世帯主・世帯員に該当すること 法人事業概況説明書等 ・令和5年12月31日までに開業していたこと 以下内容を満たしていることを確認してください □ 一定のローン残高のある世帯 【必須】 □ □-ン残高証明書 ・金融機関発行のものであることがわかること ・残高証明書発行日が令和6年1月1日以降で申請日から3月以内であること ・ローンの返済期間に申請日が含まれていること 【ローン残高証明書で借入内容が不明の ・ローンの借入内容、残債(残高)がわかり、合計が100万円以上であること 場合必須】 ・借入住所・氏名が被災住所、現在住所、世帯主・世帯員に該当すること □ □-ン契約書 □ 能登半島地震以降に住宅ローンが 【いずれか必須】 以下内容を満たしていることを確認してください 借りられない世帯 □ 住宅ローン審査結果通知書 ・金融機関からの発行/送付された通知であり、審査が通らなかったことがわかるこ (金融機関発行) と(メールの場合、差出人メールアドレスを含む) □ 審査結果通知メール(金融機関発行) ・ローン申請者が世帯主・世帯員に該当すること ・ローンの借入期間の開始日が令和6年1月1日以降であること ・借入却下された通知は令和6年1月1日以降に発行されたことがわかること □ 能登半島地震の影響を受けて □ 家計急変世帯見込額申告書 以下内容を満たしていることを確認してください 家計が急変した世帯 【共通】 【給与収入がある場合必須】 □ 課税世帯員における令和6年の任意のひと |・任意のひと月の各書類は世帯で同一月のものに統一すること 月分給与明細 (月が異なる場合は差し戻し) 【事業収入・不動産収入がある場合必須】【給与収入がある場合】 □ 令和6年の任意のひと月の収支を示す書類 ・給与明細の氏名が世帯主・世帯員に該当すること 【事業収入・不動産収入がある場合】 (帳簿等) 【年金収入がある場合必須】 帳簿の事業主名が世帯主・世帯員であること □ 令和6年のひと月分の年金支給額がわかる |・月ごとの「売上」「経費」「所得金額(売上から経費を差し引いた金額)」の 書類(年金振込通知書等) 内容をマーカー等を用いて明記すること

【年金収入がある場合】

・年金振込通知書等の氏名が世帯主・世帯員に該当すること

3	【支援内容】今回申請する支援内容に当てはまる書類(コピーで可)を添付していることをチェックしてください ※必要に応じて追加資料を求めることがあります				
	支援内容	必要書類	留意事項		
	家財	-	家財給付に係る提出書類は特にありません		
	自動車 ※R6.1.1以降に車検を受けた自動車については、給付の対象となりません ※令和6年能登半島地震により被災した車両に限ります	【いずれか必須】 登録事項等証明書(普通自動車) 検査記録事項等証明書(軽自動車)	以下内容を満たしていることを確認してください 【共通】 ・使用者氏名が世帯主もしくは世帯員であること ・車両種別が「自家用」であること		
			※「事業用」は対象外 【登録事項等証明書】 ・「永久抹消済」もしくは「届出済[滅失・解体]」であること ・永久抹消、届出済[滅失・解体]の登録日が令和6年1月1日以降であること 【検査記録事項等証明書】 ・「『返納』かつ『届出済[解体]』」もしくは「『被災車両』かつ『届出済[滅失]』」であること ・解体報告記録日が令和6年1月1日以降であること		
		【使用者氏名が世帯主または世帯員でない場合いずれか必須】 □ 自動車損害賠償責任保険証明書 □ 自動車保険証券(任意保険の契約証明書) □ 自動車税(種別割)納税通知書兼領収書 □ 登録事項等証明書(保存記録) □ 検査記録事項等証明書(保存記録) 等	登録事項等証明書、検査記録事項等証明書の使用者が世帯主もしくは世帯員と一致しない場合に提出してください 以下内容を満たしていることを確認してください ・各証明書氏名が使用者と一致しその氏名が世帯主もしくは世帯員であること ・証明書類の車台番号が登録事項等証明書、検査記録事項等証明書と一致していること ・保険契約期間が令和5年12月31日と令和6年1月1日を含み、世帯主もしくは世帯員が被保険者であること ・自動車税の納税日が令和5年12月31日以前であること ・保存記録にて令和6年1月1日に世帯主もしくは世帯員が使用していることがわかること		
	住宅再建(建築・補修)	【必須】 □ 工事請負契約書	以下内容を満たしていることを確認してください ・契約日が令和6年1月1日以降であること ・発注者名が世帯主/世帯員であり、押印していること ・契約内容が新築の注文工事もしくは被災住家の補修であり、6市町内であること ・建築・補修の住所が被災先住所もしくは再建先住所であること ・工事期間に申請日が含まれていることもしくは工事完了していること ・工事代金(請負金額)が記載されていること ・受注者情報が記載されており、受注業者の押印されていること		
		【工事請負契約書がない場合いずれか必須(補修のみ適用)】 明細が記載された領収書 領収書+明細がわかる書類(請求書、見積書、注文請書等) 注文書+注文請書	以下内容を満たしていることを確認してください ・支払日が令和6年1月1日以降であること ・請求先名が世帯主/世帯員であること ・明細品目が被災住家の補修であることがわかること ・受注者情報が記載されており、受注業者の押印されていること ・工事代金(領収金額)が記載されていること ・領収書金額と明細がわかる書類の金額が合致していること ・注文書と注文請書の金額が合致していること		
	住宅再建(購入)	【必須】 □ 不動産売買契約書	以下内容を満たしていることを確認してください ・契約日が令和6年1月1日以降であること ・購入者名が世帯主/世帯員であり、押印していること ・契約内容が新築/中古の戸建て/マンションであること ・購入先住所が再建先住所であり、6市町内であること ・契約金額が記載されていること ・販売者情報が記載されており、販売業者の押印されていること		
	住宅再建(賃借)	【いずれか必須(複数添付可)】 賃貸借契約書 賃貸の初期費用に係る請求書 引越しに係る請求書 等	以下内容を満たしていることを確認してください 【共通】 ・契約日が令和6年1月1日以降であること ・再建先住所が6市町内であること 【賃貸借契約書、賃借の初期費用に係る請求書】 ・賃借人氏名が世帯主/世帯員であり、押印がされていること ・敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等が記載されていること (前家賃は支給対象外) ・契約期間に申請日が記載されていること ・賃貸事業者/不動産事業者の押印がされていること 【引越しに係る請求書】 ・引越し代金が記載されていること ・引越し事業者の押印がされていること		